

<論説>

東ドイツの土地改革（1945年）の再検討

——「新農民経営」の実態分析  
を中心として——

松 永 佳 子

はじめに

——小稿の課題と構成——

1. 二つの問題意識

第二次大戦後、ソ連占領下におかれたドイツ中・東部五州（Mecklenburg-Vorpommern, Mark Brandenburg, Provinz Sachsen-Anhalt, Thüringen, Land Sachsen）では1945年9月初めに、いわゆる民主的土地改革 *die demokratische Bodenreform* が開始された。改革当初は、土地改革の際主要な没収対象となった 100 ha 以上の大土地所有の歴史的性を「封建的・ユンカー的 *feudal-junkerlich*」あるいは「半封建的 *halbfeudal*」と規定する見解<sup>(1)</sup>が支配的で、その大土地所有、経営を没収・分割し、中小農民経営を創出することは、ナチズムの重要な支柱の一つと看做されていたユンカートゥームの経済

(1) 土地改革に関する包括的分析の起点を成すペトルーシヨフやコトフの研究もこの見解をとっている。A. Petruschow, *Agrarverhältnisse in Deutschland und Agrarreform*, 1948. G. G. Kotow, *Agrarverhältnisse und Bodenreform in Deutschland*, Bd I u II, (Aus dem Russ.) 1959. 例えばコトフは i) 大土地所有の存在形態（国有地 *Domäne*, 教会所有地, ゲマインデの共用地 *Allmende*, ラティフンディウムの存在）ii) 小作関係, iii) 賃金労働者の状態（低賃金, 現物支払い, 人的隷属関係）の中に封建遺制の根柢を求めている。なお、ユンカー的大土地所有制の封建的性を強調する同様の立場からより理論的・分析的に展開されたのが次の論文である。北条功「第二次大戦後の東ドイツにおける土地改革——『プロシア型近代化』の帰結——」『土地制度史学』第35号。

的基盤を解体するにとどまらず、大土地所有によって妨げられていた農業生産力発展の可能性に道を開くものであるとされた。つまり大経営の分割という内容の農業変革が必然なのは、農民経営の大経営に比しての生産性の高さ故であり、土地改革にはすぐれて経済的・歴史的必然性（ブルジョア民主主義革命としての土地改革）が付与されたのである。

土地改革令 *Verordnung über die Bodenreform* の条文をみてみよう。

第一条第一項。「民主的土地改革は緊急を要する国民的、経済的および社会的必然 *Notwendigkeit* である。土地改革は封建的・ユンカーの大土地所有の解体を保証し、農村におけるユンカーと大土地所有者の支配を終らせなければならない。この支配が常にわが国 *Land* における反動とファシズムの保塁であり、他の諸民族 *Völker* に向けられた攻撃と侵略戦争の主要な源泉であったからである。土地改革によって大土地所有（州によっては『領主地 *Herrenland*』となっているところもある——筆者）を自らの手に、という土地なき農民、零細地農民の数世紀に亘る夢を実現させなければならない。それ故、土地改革はわが国 *Land* の民主的変革と経済的再生の最も重要な前提である。土地保有 *Grundbesitz* はわが故郷ドイツではその保有者 *Besitzer* の私的所有 *Privateigentum* であり、安定した、健全で生産的な農民経営に基づかなければならない。」<sup>(2)</sup>

あるいは改革令に先立って6月11日に発表されたドイツ共産党中央委員会のアピール<sup>(3)</sup>にも同様の位置づけが与えられている。

この様な初期の研究者や土地改革推進者<sup>(4)</sup>に共通する見解は、戦前のドイツ

(2) ザクセン・アンハルト州の改革令, in, *Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Reihe III. 1, 1959, S. 136~141.

メクレンブルク州の改革令, in, H. Döring, *Von der Bodenreform zu den landwirtschaftlichen Produktionsgenossenschaft*, 1952. S. 67~72.

(3) Aufruf des Zentralkomitees der KPD von 11 Juni 1945 an das deutsche Volk zum Aufbau eines antifaschistisch-demokratischen Deutschland, in, *Dokumente und Materialien*, S. 14~20.

(4) W. Pieck, *Junkerland in Bauernhand — Rede zur demokratischen Bodenreform* Kyritz 2 Sep. 1945, 1955. M. Seydewitz, Über die materiellen Grundlage des demokratischen Neuaufbaues, in: *Einheit*, 1 Jg 6. 1946 Heft 1. A. Ackermann, Produktions- und Eigentumsverhältnisse in der sowjetischen Besatzungszone, in, *Einheit*, 2 Jg 9. 1947 Heft 7. E. Hoernle, Das Bündnis zwischen Arbeitern und Bauern, in, *Einheit*, 1 Jg 7. 1946 Heft 2. Problem der Agrarpolitik in neuen Deutschland, in, *Einheit*, 3 Jg, 11. 1948 Heft 11.

農業の土地所有構造と経営構造（所有構造の方に重点がおかれるが）の分析を通じて土地改革の必然性を確定する、という接近方法により導き出されたものである。この際、ソ連の農業変革の経験がこの作業に大きな影響を及ぼしたことは否定できないであろう。

ところが、こういった見解は50年代後半に入って批判される<sup>(5)</sup>。50年代後半と言えば農業集団化が推進されていた時期であるが、それと並行する形で理論分野では依然として私的農民経営を育成・強化する方向での、小農優越論的研究が行なわれていたというアンバランスな事態が論争を惹起したといえよう。土地改革の包括的検討が再び開始され、改革当初の「必然性」は手直しを受けるに至る<sup>(6)</sup>。

まず、ユンカー的大農業経営は戦前において既に資本主義的農業経営としての発展を遂げており、半封建的残滓は農業の“資本主義的発展のプロシア型の道”に規定されてユンカー経営により維持、利用されてはいたが、土地改革の性格を決定する上では二義的な役割しか果たし得なかったとして改革当初の規定を斥けた上で、なおかつこの大経営が直接社会主義的大経営へと移行せず、その分割、農民経営創出という内容の土地改革を経る必要があったのは——個々の論者により多少のニュアンスの相異はあるもの——以下の諸契機によるものである、と総括された。すなわち第一に政治的契機。(1)独占資本と並んでドイツ帝国主義・軍国主義・ファシズムの支柱を成したユンカーからの権力奪取。その経済的基盤たる大土地所有の解体。(2)労農同盟の確立。農民の「数世

---

(5) W. Ulbricht, *Der Revisionismus ist eine große Gefahr*, in: *Die Bauernbefreiung in der DDR*, Bd I, 1961.

(6) 新見解の集大成として。S. Doernberg, *Die Geburt eines neuen Deutschland 1945—1949*, 1959. 他に W. Schmidt, *Grundzüge der Entwicklung der Landwirtschaft in der DDR von 1945 bis zur Gegenwart*, Teil I, 1960. G. Seidel, *Die Entwicklung sozialistischer Produktionsverhältnisse in der Landwirtschaft der DDR*, 1960. この東独における土地改革の評価をめぐる論争ならびに評価の修正にいち早く着目されたのは藤瀬氏で、社会主義革命の一環としての土地改革に関する氏の次の指摘は鋭い。「農民解放後一世紀半に及び経済発展の中で形造られた大経営に於る経営様式、機械体系は小規模生産を圧倒しており、大土地所有＝経営の分割は、事実上同時に生産上の共同化＝社会化の開始を伴わぬ限り、広い土地をもつ貧農、半プロ層を広汎に生成せしめるのみであろう。」藤瀬浩司「近代ドイツ農業の形成」1967. 173頁。

紀に亘る」土地要求に応え、彼らを新しい政権の同盟者として獲得する必要があった。また戦後大量に流入した移住者 *Umsiedler*、避難民 *Flüchtlinge* の生活と労働の場としての土地への要求も重要な要因を成す。第二に経済的契機。戦争とナチ農政による農業の破壊という当時の生産力の状況下では、社会主義的大経営への移行のための物質的・技術的基盤は欠如しており、農民の手労働と生産意欲に依拠する農民的小規模生産に逼迫した食糧問題の解決の糸口を見出していた。第三に変革主体の欠如という問題。社会主義的大経営の主体的前提条件である「幹部」が形成されていなかった。これは戦前ユンカーがその経営において半封建的諸関係を剰余価値極大化のために最大限利用したことの結果であるが、変革の中心となるべき農業労働者や農民には政治的自立性、主体性が欠けていた。従って自らの経営を所有することを通じて主体性をとり戻し<sup>(7)</sup>、ユンカーの支配から最終的に解放される必要があったし、そのことは同時に半封建的残滓が組み込まれた搾取の全体系をも廃棄することを意味した。第四にその他の契機としてポツダム宣言という外枠に規定された改革の方向性などについて論及されている。

総じて言えば、農業大経営の歴史的性格はすでに資本主義的であり、改革当初アンチ・フォイダールな側面を強調し、小経営の生産性の高さを過大評価したのは誤りであったが、土地改革の、大土地所有の無償没収とその分割、農民経営の創出という方向は、敗戦当時の政治的要請（支配の排除、変革主体の形成と労農同盟の樹立、移住者問題の解決、ポツダム宣言）にも経済的要請（生産手段や技術、労働主体の現況としての生産力水準）にも応えるものであり、

(7) 土地改革令第5条は分配地に対する価額を規定している。KPDは戦前の農業綱領では無償の土地分配を主張していたが、何故この主張を45年で放棄したか、については次の様な説明がなされる。

第一に、対価を主張するキリスト教民主同盟CDUや自由民主党LDPDの意見を尊重した。第二に、土地改革の遂行には、そのための諸機構の維持等に莫大な出費を要するが州財政は逼迫しており、対価の収納は改革推進の上で必要とされた。第三に、これが最も重要な理由とされるが、対価の支払いは土地分配に売買の形式を付与し、そのことが農民に自己の所有権を確信させる上で重要な心理的手段となった。

対価はしかし乍ら極めて低く抑えられた。Vgl. G. G. Kotow, a. a. O., Bd. 1 S. 211~212.

従ってやはり政治的にも経済的にも必然であった、ということになる。

以上がドイツ民主共和国DDRで現在なお有効な「土地改革の必然性」の説明であるが、必ずしも説得的な論拠だとは言いがたい。政治的契機の(1)については大土地所有没収の根拠にはなり得ても、それがストレートに土地分割＝農民経営創出の根拠になるとは限らない。従って政治的契機の重心は(2)の方に偏るのであるが、この場合農業労働者や農民の土地所有に対する態度の詳細な検討が必要となろう。経済的契機について言えば、社会主義的大経営の物質的・技術的条件の無さを強調するが、では小経営のための条件は相対的に有利に存在したのか、食糧問題の早期解決は農民経営によってなし得たのか、という疑問に答えるものではない。さらに土地取得を通じて政治的主体性は果して形成され得たか、という疑問も残ったままである。

50年代後半から提出されてきた土地改革研究は、コトフに代表されるそれ以前の研究の、即ち戦前の土地所有構造の分析を通じて導き出された土地改革の歴史的経済的意義の研究（到達点としての土地改革の分析）の一面性を克服はしているものの、視点が、集団化を推進していく過程で必要とされた理論化作業即ち集団化の必然性を明らかにするための土地改革の政治的意義強調としての再評価（出発点としての土地改革の分析）<sup>(8)</sup>に絞られ、前者の分析視角が殆んど欠落している結果、その完全なクリティークは未達成であるばかりか、前者とは異なる一面性を新たに提出した。

土地改革の全面的な再検討は、上述の二方向からの分析視角に基づく詳細な

---

(8) 二つの分析視角——「土地改革を必然化し、その内容と形態を規定した、歴史的に先行する時期におけるその国の社会＝経済構成、とくに土地制度との関連においてとらえる視角」と「土地改革の諸結果を起点としそれによって規定されつつ発展していく、歴史的に後起する時期における社会＝経済構成との関連においてとらえる視角」を提出されたのは宇高氏（宇高基輔「東欧諸国における土地改革と農業の社会主義的改造」山田盛太郎編『変革期における地代範疇』1956 所収論文100頁）であり、この二つの視角の重要性を指摘されつつ後者の視角より戦前の土地所有構造に関する詳細な研究を展開されたのが谷口氏である。谷口信和「ヴァイマル・ナチス期のユンカー的土地所有構造——1922年ポメルン州『農場住所録』及び『1937年土地所有統計』の分析を中心に——」名大経済学部付 属 経済構造分析資料センター『調査と資料』第66号、1978年9月。

アプローチがあって始めて可能となるが、本稿では、前者の視角については先駆的な業績に学びつつも一応対象外とし、さし当り後者の分析によって提出された「土地改革の必然性」について具体的事実即して見直していくという作業に没入することで、土地改革の再検討という課題への糸口をつかもうとするものである。以上が第一の問題意識である。

再検討の第二の問題意識は、東ドイツの人民民主主義段階 *die volksdemokratische Stufe* が一体何から何への過渡であったのか、を問うところにある。戦後の東ドイツの農業変革プロセスを分析する際、第一の問題意識でふれた二つの分析視角が不可欠なのは言うまでもないが、しかしこれは、変革の必然性を国内的要因で解明しようとするにとどまる。ところが、ドイツを含めた東ヨーロッパ諸国では歴史的諸条件（就業構造、技術水準、労働力の質、国民経済に於る農業の位置等）の著しい違いにも拘らず、戦後一斉に類似した内容の土地改革が実施され、その後やはり同様に集団化への道が開かれた（ポーランドとユーゴスラヴィアに於る集団化の帰結は周知の事実であるが）。W. ブルスは人民民主主義というものを、東欧諸国に「スターリニズムが集約された形で——一挙にかつその基本的特質すべてを同時に——適用」<sup>(9)</sup>、移植されていく過程として把握するが、東欧諸国で進行したこのスターリン化の過程＝ソ連型計画経済への同質化過程という脈絡の中で、東ドイツにおいて土地改革がもった意味を問い直すことが必要だと思うのである。同質化過程に伴う東欧全体に共通する問題点の論及については筆者の力の及ぶ限りでないので、ここでは東欧のうちで最も資本主義的發展を遂げていたドイツ東部地域に、ソ連型農業

(9) なお東ドイツ土地改革の研究史の整理は前掲谷口論文及び、村田武「戦争東ドイツにおける土地改革と農民経営」『土地制度史学』第77号でなされている。

(10) W. Brus, *Stalinism and the "Peoples' Democracies"*, in R. C. Tucker (ed.), *Stalinism — Essays in Historical Interpretation*, 1977, p. 239. ブルスは50年前半までの「人民民主主義国」の発展を①国家権力の基本問題が最終的に解決する時期、②社会主義建設への移行が開始されるがスターリニズムの特徴は未だ有さない時期、③スターリニズム化の時期、ソ連との同一化の時期（49年ごろから開始）の三段階に分け、社会主義を求める各国の指導層とソ連型計画経済移植の力との葛藤を明らかにしようとしている。 *ibid.*, p. 241～248.

変革モデルが移植されていくに際しての土地改革の位置を明らかにするにとどめる。農業変革の同質化への転機を、集団化の開始に求めるのが東欧研究の一般的把握<sup>(11)</sup>であるが、東ドイツ（各論者から東欧一般では括れない要素として論考の直接的対象から除外されている）に関して結論を先取りして言えば、土地改革それ自体が同質化過程への地ならしを意味した。資本主義から「現存する社会主義」への過渡期として“人民民主主義”段階を捉え、土地改革をその中で位置づけよう、というのが問題意識の第二の内容である。

## 2. 小稿の課題の限定と構成

さて全面的な土地改革再検討のためには先述の如く戦前の大土地所有、大経営の歴史的性格を、その所有構造・経営構造の両面に亘る分析を通じて確定するところから始めなければならないが、ここでは諸先達の業績に依拠させてもらう形で、資本主義的に発展した農業経営であった、ということ为前提として論を進めたい。なお最近のDDRの研究でもこの点でほぼ一致をみている、といつてよいであろう<sup>(12)</sup>。第二の問題意識については本稿では十分に展開されずに問題意識で終わっている。十分な展開のためには、東欧の戦後の変革プロセスを国際政治の枠組内で把握する必要があるし、また「現存する社会主義」を如何なる発展段階の社会とみるのか、という問題に結論を下さねばならないからである。

この小稿では、大土地所有＝経営が分割された結果生じた「新農民経営」の実態が如何なるものであったか、を見ることによって上述の二つの問題意識との関連で土地改革を再検討する、ということに課題を限定せざるを得ない。

小稿の構成は以下の通りである。

---

(11) Brus, *ibid.* F. Fejtö, *Histoire des démocraties populaires, l'Ere de Staline 1945—1952*, 1972. 熊田亨訳「スターリン時代の東欧」1979. 上島武「模索する現代社会主義」を参照のこと。

(12) 例えば V. Klemm, *Agrargeschichte — Von der bürgerlichen Agrarreform zur sozialistischen Landwirtschaft in der DDR*, 1978. 大戴輝雄・村田武訳「ドイツ農業史」1980を参照。

まずⅠでは、土地改革の概要とその通説的評価を紹介する。

次いでⅡでは、この通説的評価では抜け落ちていた重要なモメントとして新農民的共同経営の発生という現象<sup>(13)</sup>をとりあげ、これが資本主義的大農業経営が単純商品生産の一形態たる「新農民経営」に置換される歴史的逆行過程で必然的に生み出されてきた現象であることを明らかにする。

Ⅲでは、新農民的共同経営の「克服」を通じて形成された「自立的」新農民経営の実態は如何なるものであったかを具体的に検討した上で、新農民経営にとって集団化が持った意味を考える。

最後に、土地改革に伴う諸困難の原因を国内的要因にのみ求めることはできず、同質化過程の一環として改革を把握して初めて全体像が明らかになるのではないか、という問題提起で結びとしたい。

## I. 「民主的」土地改革の概要とその通説的評価

### 1. 土地改革の概要

そこでまず土地改革の概要をみてみよう。

土地改革の対象となった土地は、100 ha 以上の土地所有<sup>(14)</sup>、戦犯・ナチ積極

<sup>(13)</sup> 新農民的共同経営について包括的にとりあげたのは、S. Kuntsche, *Die „Gemeinwirtschaft“ der Neubauern. Probleme der Auflösung des Gutsbetriebes und des Aufbaus der Neubauernwirtschaften bei der demokratischen Bodenreform in Mecklenburg*, Dissertation Universität Rostock 1970. で、これを体系的に紹介されたのが村田氏前掲論文。

<sup>(14)</sup> 資本主義的借地関係の発展の結果、戦前(1939年)、現在のDDRに編入された地域では、100 ha以上の経営面積をもつ農業経営は9024(内訳、100~200 ha 3880, 200~500 ha 3030, 500~1000 ha 1339, 1000 ha以上766の各経営数)あったが(その経営面積は全経営面積の45.5%を占める)、土地改革令第Ⅱ条第3項は、100 haを越える土地所有についてのみ没収対象と定めている。39年段階の没収該当経営数は6307経営であった。Vgl. *Die demokratische Bodenreform — Materialsammlung für den Gegenwartskundeunterricht*, 1952, S. 30. K. Groschoff, *Zur Einschränkung der kapitalistischen Ausbeutungsverhältnisse auf dem Lande bei der Herausbildung und Entwicklung der antifaschistisch-demokratischen Ordnung auf dem Gebiet der DDR*, Dissertation, S. 75. グロシヨフは100 ha以上の経営数を9050と数えている。



第1表 各州毎の土地ファンド構成 (1950.1.1)

対象	DDR 件数 ha (ファンド中%)	メクレン ブルク 件数 ha	フランデン ブルク 件数 ha	ザクセン・ アンハルト 件数 ha	ザクセン 件数 ha	チューリン ゲン 件数 ha
100ha以下の私有地 (積極的ナチ分子、戦犯)	4,537 131,742 (4.0%)	1,157 37,845	938 27,497	781 28,585	845 24,109	816 13,706
100ha以上の私有地	7,160 2,517,357 (76.3%)	2,199 823,726	1,681 711,886	1,849 544,117	910 278,111	521 159,517
植民協会、ナチ施設	169 22,764 (0.7%)	25 4,991	84 10,617	21 4,963	30 1,636	9 557
国有地、州有地	1,288 337,507 (10.2%)	472 133,489	243 86,255	300 77,117	98 13,277	175 27,369
国有林、州有林	384 200,247 (6.1%)	49 50,139	144 77,309	86 52,046	69 14,121	36 6,632
その他	551 88,465 (2.7%)	105 23,388	265 34,265	109 12,949	54 17,554	18 309
合計 (総面積に占める%)	14,089 3,298,082 (31%)	4,007 1,073,578 (46%)	3,355 947,829 (35%)	3,146 719,777 (29%)	2,006 348,808 (20%)	1,575 208,090 (14%)

(出典) R. Stückigt, *Der Kampf der KPD um die demokratische Bodenreform*, 1964 S. 261, 262の各表より作成

第2表 土地ファンドに占める各地域別割合(%)

地域	州	面 積		土地ファンドに 編入された土地
		総面積	うち農用地	
北部	メクレンブルク	21.6	23.7	32.6
中部	ブランデンブルク	} 48.1	46.8	28.7
	ザクセン・アンハルト			21.8
南部	ザクセン	} 30.3	29.5	10.6
	チューリンゲン			6.3
DDR 全体		100	100	100

(出典) *Ebenda, S. 261* と *Kotow, a, a, O., I, S. 227* より作成, 但し *Stöckigt* は 1950. 1. 1. の, *Kotow* は 1949. 7. 1. の数値を扱っているので値の若干のくい違いがある。

分子・ナチ関連組織の土地所有, 国有地などで, 合計14,089件, 約330万 ha が無償没収されて土地ファンド *Bodenfonds* に編入された。土地ファンドの構成の内訳ならびに地域的割合は, 第1表, 第2表に示されている。没収地の76.3%が100 ha 以上の私有地であり, 北部・中部三州の没収地が全ファンドの83%以上を占めていることがわかる。土地改革は東ドイツ全面積の31%, 対農用地では35% (メクレンブルク: 46%・54%, ブランデンブルク: 35%・41%, ザクセン・アンハルト: 29%・35%, ザクセン: 20%・24%, チューリンゲン: 14%・15%) を捉えた<sup>(15)</sup>。これらの土地は, 農業労働者, 農民, 非農業労働者から成る土地改革委員会によって, 農業労働者, 移住者, 零細農民, 非農業者など約56万人の希望者にその66.4%の 219万 ha が分割・分与された (第3表を参照のこと)。改革後始めて土地を取得した農業労働者, 移住者, 土地なき農民 *landlose Bauer*<sup>(16)</sup> は新農民 *Neubauer* と呼ばれ, 新農民経営数は

(15) Vgl. W. Ulbricht, *Zur Geschichte der neuesten Zeit*, Bd I, I. Halbband, 1955, S. 415.

(16) 土地改革が準備される過程で「土地なし農民」という言わば形容矛盾的カテゴリーが登場してくるが, *landlose Bauer* と農業労働者 *Landarbeiter* や小借地農 *Kleinpächter* との違いは明らかではない。後にみるホーファーの具体例を見ると, 18 ha の借地経営者が *landlos* のカテゴリーに入れられている。

第3表 土地ファンドから個人所有への土地配分 (1950. 1. 1)

土地取得者	件数	土地面積 (ha)	平均 (ha)	土地ファ ンドに占 める%	土地配分の性 格	州別件数 (内は各州の全土地取得者に対する比率)				
						メクレン ブルク	ブランデン ブルク	ザクセン・ アンハルト	ザクセン	チューリン ゲン
農業労働者、 無土地農民	119,121	932,487	7.8	28.3	} 新農民経営 } 創出 (51.4%)	38,286(33.4)	27,665(23.8)	33,383(21.9)	13,742(12.9)	6,045( 8.7)
移住者	91,155	763,596	8.4	23.1		} 農民への農 } 地林地の加 } 配(10.3%)	38,892(33.9)	24,978(21.5)	16,897(11.1)	7,492( 7.1)
帯細農民	82,483	274,848	3.3	8.3	} 借地の所有地 } 化 } 自家菜園地配 } 分		10,867( 9.5)	20,821(17.9)	20,359(13.3)	17,553(16.5)
旧農民 (林地加配)	39,838	62,742	1.6	2.0		13,204(11.5)	9,579( 8.2)	6,374( 4.2)	5,091( 4.8)	6,590( 9.4)
小借地農民	43,231	41,661	1.0	1.2	3,428( 3.0)	7,004( 6.0)	12,057( 7.9)	6,516( 6.1)	14,226(20.4)	
非農業部門の 労働者、職員	183,261	114,665	0.6	3.5	9,842( 8.6)	27,251(23.4)	63,319(41.6)	55,772(52.5)	27,077(38.8)	
合計	559,089	2,189,999	3.9	66.4		114,519	116,298	152,389	106,166	69,717

(出典) R. Stöckigt, a, a, O., S. 265, 266の各表より作成

第4表 新農民経営の州別分布と経営規模 (1950・1・1)

	経営数	家族構成 員数	分配地面 積 (ha)	一経営当 り平均面 積 (ha)	新農民経 営数合計	平均 面積 (ha)
メクレン ①	38,286	130,131	365,352	9.5	77,178	9.5
ブルク ②	38,892	133,674	365,943	9.4		
ブランデン①	27,665	100,338	220,276	8.0	52,643	8.2
ブルク ②	24,978	94,625	208,812	8.4		
ザクセン・①	33,383	128,805	218,209	6.5	50,735	6.6
アンハルト②	16,897	69,236	114,227	6.8		
ザクセン ①	13,742	49,280	87,289	6.4	21,234	6.5
②	7,492	30,106	51,573	6.9		
チューリン①	6,045	25,478	41,361	6.8	8,941	7.2
ゲン ②	2,896	12,824	23,041	8.0		
DDR合計①	119,121	434,032	932,487	7.3	210,276	8.1
②	91,155	340,465	763,596	8.4		

①は農業労働者と土地なし農民 ②は移住者  
(出典) Stöckigt, a, a, O., S. 265の各表より作成。

東ドイツ全体で21万人余りで平均取得面積は 8.1 ha であった。各州別の新農民経営の分布状況とその経営規模は第4表の通りである。5 ha 未満の零細地農民8万人余りには平均して 3.3 ha の土地が付加され、森林地を新たに受けとった農民 (15 ha 未満) は4万人弱で、平均して 1.6 ha の加配である。小借地農民 *Kleinpächter* 4万人余りは平均 1.0 ha の借地を所有地化し、非農業部門の労働者・職員は平均 0.6 ha の自家菜園用地を受け取った (18万人強)。また土地ファンドの一部は分割されずに州有地やゲマインデ所有地として残された。州有農場 *Landesgüter* は後に人民所有農場 *Volkseigene Güter* (以下 *VEG* と略称) となる。土地ファンドの私的セクターと社会的セクターへの分配状況は第5表の如くである。以上が土地改革の概要である。

第5表 土地ファンドから個人的所有と社会的所有への土地分配の推移

(単位：ha)

年 月 日	個人的所有	社会的所有	残余地	全土地 ファンド
	( ) 内は全土地ファンド面積に対する比率%			
1946. 2. 1.	1,490,699(56.9)	669,015(25.5)	461,798(17.6)	2,621,512
1948. 1. 1.	2,106,938(67.0)	915,064(29.0)	125,011( 4.0)	3,147,013
1950. 1. 1.	2,189,999(66.4)	1,010,462(30.6)	97,621( 3.0)	3,298,082

(出典) *Ebenda*, S. 260, 261 の表より作成。

## 2. 土地改革の通説的評価

土地改革をもたらした成果については一般的に次の様に言われている。

民主的土地改革は、農村における大土地所有を一掃し、農村の支配階級の経済的基盤を悉く破碎した。民主的土地改革は、農民や農業労働者の強い土地要求に応じた結果、農村に私的所有<sup>(17)</sup>に基づく大量の勤労的農民層を創出した。この階層が農村における決定的階層を成し、農村の民主化を担った。農村は解放された。土地改革により新設された新農民経営は当初非常に脆弱な物質的基盤から出発せねばならなかったが、都市労働者の直接的援農、国家の援助（V E Gや機械貸与ステーション *Maschine-Ausleihstationen* —MAS— を通じての技術的援助と、供出義務の軽減、信用の貸与、住宅の優先的建設といった一連の新農民援助プログラムに基づく財政的援助）、ソ連の援助等により、また

(17) 私的所有 *Privateigentum* の用語を用いるが、土地改革令第6条第1項では「この法令により創設された経営は、全面的にも部分的にも売却したり、貸付けたり、分割したり又は抵当に入れたりすることが出来ない」と規定し、その経営を存続する限りでの相続権以外の土地の処分権を認めていない。経営を放棄する場合は土地ファンドに返還しなければならない。従って法律用語としての所有とは言えずむしろ占有、保有 *Besitz* 概念に近似している。ソ連の土地国有化と、土地ファンドからの私有地化に基本的な差異は見出せない。この新しい土地帰属の有り方をアールトは「勤労的土地所有 *Arbeitseigentum am Grund und Boden*」と呼んでいる。R. Arlt, *Agrarverhältnisse in West- und Ostdeutschland*, 1957. Arlt の詳細については、清水誠「東ドイツの土地改革」「農民の勤労的土地所有(上)(中)」東京都立大『法学会雑誌』第3巻第1・2合併号、第3号。

自らも農民互助同盟 *Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe—VdgB* を組織し、農民相互に協力しあい乍ら当初の困難を克服して「まったく新しい型の豊かな農民」<sup>(18)</sup>に成長した。その中農としての彼らが、*VEG*や*MAS*の活動を見聞し、また *VdgB* を通じ協働の有効性を経験して個人的経営に比しての社会的・集団的経営の優位性を確信し卒先して1952年以降に展開される集団化プロセスの推進者になっていったのだ、と。

だが実際にこの評価通りに事態は推移したのであろうか。勿論*DDR*には、土地改革の基本的内容—大経営の没収とその分割—そのものに疑問を投げかける様な研究は皆無である。だが、地域史研究<sup>(19)</sup>として各郡、各村の実態が詳細にたどられている論文を読み進むと、事態はこの一般的評価とはかなり違ったものとして見えてくる。この相異を端的に示すのが、通説的评价の中では落とされている「新農民的共同経営 *die neubäuerliche Gemeinwirtschaft*」と呼ばれるものの発生<sup>(20)</sup>という事態であろう。大農業経営がストレートに農民的経営には移行せず、必要不可欠な過渡的形態としてゲマインヴィルトシャフトという媒介項を経たのである。この点について次節以降詳述しよう。

## II. 新農民的共同経営の発生

### 1. 新農民経営の創出過程

#### 1) 土地改革令に対する村の反応

土地改革令は1945年9月初旬、各州自治の建前上、州毎に発布された。ところが各州の農業構造——大土地所有の分布、農民経営の数と規模、借地状況、

(18) 類似の表現は随所に見うけられるが、さし当りここではクレム前掲邦訳書、171頁を参照のこと。

(19) 村田氏によれば、1950年代末以降一つの流れとして、郡やゲマインデに研究対象を限定してその地域での土地改革から集団化に至る展開過程を実証的に分析するといった地域史研究が登場してくると言われる。村田武前掲論文、47頁。

(20) クンチェによれば、新農民的共同経営について本格的に論及した最初の研究者はシュテッキヒト (Vgl. Stöckigt, a. a. O., S. 179 ff.) であるとされているが、改革直後の論文にもこの現象への言及が見られる。例えば E. Hoernle, *Das Bündnis zwischen Arbeitern und Bauern*, in, *Einheit* 1946. Heft 2. S. 76~77.

工業の発達程度との関わりなど。それらは第1表、第2表から間接的に知り得る——には著しい地域的差異があるにも拘らず、改革令条文はどの州のものも殆んど同一といってよい内容であった。

改革令が発布される以前、農民や労働者による下からの「ユンカーの土地を我々の手に *Junkerland in Bauernhand*」の運動は起ったか。ザクセン州やチューリンゲン州での農民集会の報告はある<sup>(21)</sup>。ウルブリヒトに土地改革令の制定を直訴したシュライツ（チューリンゲン州）の農民の例<sup>(22)</sup>もある。因に、この二州の土地改革における比重は相対的に小さく（没収地の土地ファンドに占める割合は16.9%——第2表参照）、また土地ファンドからの分配状況をみると（第3表）、既存の農民経営への増反（借地経営も含む）の比率がチューリンゲンで48.5%、ザクセンで27.4%を占め、また非農業部門の労働者・職員への分配件数が各々38.8%と52.5%と高率を示している。この二州は、東ドイツの中では相対的に工業の発達した地域であり、大土地所有はその数も規模（平均 300 ha）も小さく、借地経営を含む農民経営が多数存在していたところであった。この二州で農民による土地没収とその分割の動きが起ったのは自明だと言える。ところで相対的には農業地帯であった地域の、あるいは大土地所有の顕著な地域の下からの改革については何も語られていない。当時の具体的状況の一端を知り得るものとして、ザクセン・アンハルトのベルンブルク郡内イルベルシュテット村とアーデルシュテット村の土地改革史をまとめたホーファーの詳細な論文<sup>(23)</sup>があげられる。

イルベルシュテット村の場合、人口は戦前（1939・5）1,921人、1945年8月段階で2,381人だったが、その後引揚げや移住による人口増により46年10月末、2,625人、51

⑴) Klemm, 前掲書, 145頁。

⑵) W. Ulbricht, *Zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Bd II. Zusatzband, S. 235~237.

⑶) H. Hofer, *Die Durchführung der demokratischen Bodenreform und die Entwicklung der Neubauernwirtschaften in den Gemeinden Ilberstedt und Aderstedt, Kreis Bernburg (1945 bis 1951)*, Dissertation Hochschule für Landwirtschaft, Bernburg, 1966.

年2月で2,660人となった<sup>(24)</sup>。戦前の就業構造については第6表 a、b の如くである。就業人口の約43%が農業に従事しており東ドイツの中では相対的に農業地域と言える。階級構成でみると80%が労働者階級であり、その半分の約700人が農業労働者である。この村には改革前2つの国有地 *Domäne* と3つの私有地が、100 ha 以上

第6表 a. 業種別就業構造

	男	女	計	就業者全 体に対する 比率
農 林 業	379	353	732	42.8%
工業、手工業	364	269	633	37.1
商業、交通	106	90	196	11.5
公的、私的サ ービス	47	51	98	5.7
家内従事	—	49	49	2.9
無 職	70	143	213	
計	966	955	1921	

第6表 b. 階層別構造

	男	女	計	就業者に 対する比 率
自 営	72	34	106	6.2%
家族従業員	8	79	87	5.1
官 吏	21	20	41	2.4
職 員	47	52	99	5.8
労働者	748	627	1375	80.5
無 職	70	143	213	
計	966	955	1921	

(出典) Hofer, a, a, O., S. 13

第7表 大土地所有と経営

所 有 者	経 営 名	土地所有 面積(ha)	経 営 主
国 有 地	Domäne Ilberstedt	472	A. Weibezahl Ilberstedt 合 資 会 社 (計 1,234ha)
国 有 地	Domäne Colbigk	333	
J. Weibezahl		233	
H. W. Weibezahl	Rittergut Bullenstedt	196	O. von Biedersee
O. von Biedersee	Untershof	122	
		1,356	(村全体の91.3%)

イルベルシュエットの統面積 1485 ha    うち農用地 1259 ha  
(出典) Ebenda, S. 14, 15. より作成

(24) Ebenda, S. 12.



の大土地所有として存在した。これが改革の際没収対象となるが、経営主としては、4つの大土地所有を借地経営しているヴァイベツァール・イルベルシュテット合資会社と、自己所有地経営のビーデルゼーがあげられる（第7表参照）。一方、農民経営は11あり（第8表）、経営面積に占める所有地の割合は低く、教会所有地等からの借地により経営されていた。イルベルシュテットは直接には戦場にならず、45年4月に米軍が進駐し、6月にソ連軍と入れ替った村であった。

第8表 農民的土地所有と経営

経営面積	経営数	所有面積	経営数
5～ 10ha	3	0～ 5ha	6
10～ 20	3	5～10	4
20～ 50	4	10～20	1
50～ 100	1		
計	11	計	11

*Ebenda, S. 21, S. 22*より作成

以上を概観した上でこの村の土地改革令に対する反応を見ると、ここでは東ドイツの他の多くの村々と同様、改革令発布前には何らの下からの運動も起こらず、土地改革令をソ連占領軍の命令として受けとめた<sup>(25)</sup>。が、改革令に対する態度は階層により幾分違っていた。比較的積極的に受け入れたのは借地農民と移住者で、最も消極的であったのが農業労働者であった、と記されている<sup>(26)</sup>。ヴァイベツァール経営では、戦後直ちに共産党員を議長とする経営委員会を設置したが、彼は経営をこれ迄通りの規模で残し、農業労働者の共同経営として再建することを改革の際土地委員会に提案しており、農業労働者は基本的にその方向を支持していた。

## 2) 土地取得者数の推移

土地取得申請者数の推移がこれらの意識をよく反映している。ホーファーに

<sup>(25)</sup> *Ebenda, S. 37.*

<sup>(26)</sup> *Ebenda, S. 40～43.*

よれば、改革令発布直後、45年9月段階でのイルベルシュテット村の土地取得申請者は21名であった。その内訳は農業労働者9名（大経営の労働者3名，ゲルトナー6名），土地なし農民1名（18 ha の借地経営者）<sup>(27)</sup>，小借地農4名（ゲルトナー），移住者7名（以前の居住地では大農2，中農2，土地なし農1，粉屋1，家畜商人1）というものであった。戦前に農業労働者が700名いる村で（しかも戦後著しい人口増加——45年8月でプラス460人——がみられる）農業労働者の申請数が9，しかも大経営の労働者のそれは3という状況であった。農業労働者が積極的でない理由を，半封建的残滓の結果としての政治的無自覚・身分的隷属に帰したり，SPDやKPDの「動揺的態度」——SPDは大経営の分割に反対，KPDもヴァイベツェール経営委員会議長に見るが如く下部では相当多数の分割反対論者がいたようである——に求めたりするのが一般的であるが，果してそれが理由のすべてであろうか<sup>(28)</sup>。人的従属関係を語る場合，次の事態は看過できない。すなわち1945年をはさんで，農業労働者の内実が変化したという事態である。戦争中は農業労働者の多くは兵役にかり出され，その不足分を外国人労働者 **Schnitter** が補填した。戦後は復員した者も多数いたが，戦死者や捕虜等でその数を減じた。戦後農業労働者の数が激増するのは，帰還もあるが他地域からの移住者の大量移入によるものである。従って経営者，土地所有者への人的従属関係は戦前から一貫して引きついだもの

(27) 例えばもう一つの村アーデルシュテットでも，18人の労働者を雇用し，32 ha の経営を行なっている人が，その所有地面積が5 ha 以下である。という理由から零細地農民 **landarme Bauer** のカテゴリーに入れられ土地を取得している例がある。借地による経営形態が進行している中で，単純に所有地面積をメルクマールにした改革を行なったことから生じた問題である。

(28) 土地改革に関する文献では必ずこの農業労働者の土地改革に対する傍観者の態度や「不決断」について言及し，その原因を「御主人が居ない経営を経験したことがないことからくる受動性」に求める。例えば **K. Groschoff, R. Heinrich, Die demokratische Bodenreform — Ausgangspunkt neuer gesellschaftlicher Verhältnisse auf dem Lande, in, Wirtschaftswissenschaft, 1975, Heft 9, S. 1332.** クレム，前掲書では「少なくない農業労働者，小農民，移住者が，土地配分希望者として登録されるのをためらった。土地改革委員会を支援し，政治・イデオロギー啓蒙・説得活動をおこなうために，工業経営は，一時は24,700人も労働者を農村に派遣した。」と記されている。

(150頁)

として単純には語れない<sup>(29)</sup>。農業労働者が“消極的”であった一因は、むしろ彼らが土地要求という農民的傾向性から脱けていたことに求められはしまいか。

例えば前述のヴァイベツァール経営の場合、農業の機械化が進展していた。トラクターは50 P S 以上の大型にかわり、手播きを完全に克服した広域播種機やバインダーが導入されたのは30年代後半であった。その結果、労働者の一定部分はトラクター運転手、機械係などの専門化・分化した労働の担い手であり、他の労働者も機械の補助労働的労働を多く行っていた。そういった労働者が、自己

所有地上の経営か、没収地上での共同経営か、のアルタナティーフェに立たされ、後者をより合理的な道として選択したとしても何ら不思議ではない。この経営に10月に入ってから派遣された管財人 **Treuhänder** もこれらの労働者の意見を正当と看做し、ゲマインデの土地委員会もほぼこの主張を認めて、イルベルシュテット村の場合、土地ファンドの一部を分割・分与（希望者に）し、大部分を農業労働者の共同経営という形で大経営を再生していく旨の決定を行なった。この決定は郡にも承認されたが、州当局とソ連軍管理委員会 **S M A D** により拒絶される。経営分割に反対することは客観的には土地改革を後退させるものである、という理由からである。「直営地所有者 **Gutsbeitzer** の

Weibezahl 経営の農機装備状況

機 械 名	台 数
トラクター	7(328ps)
打 穀 機	3
圧 搾 機	3
エレクトロ・モーター	14
肥料散布機	3
播種機（広域用）	5
バインダー	7
複式収獲機	4
ゴム・タイヤ農用車	11
地ならし機	1
耕耘攪土機	2
じゃがいも堀取機	2
じゃがいも選別機	2
馬 ス キ	65

(出典) Hofer, a, a, O., S . 18.

<sup>(29)</sup> アーデルシュテット村のマイスナー経営の例を見よう。ここでは1945年9月28日段階で101人の労働者を雇用していた(39年には30人雇用)。その労働者の就業年別内訳をみると、1920年から25年間雇用されている者2名、30年半ばから戦前までの間に雇用された者12名、戦争中4名、1945年5月以降すなわち戦後雇用された者が、83名にのぼっている。そのうち9月以降採用が31名に達する。Vgl. Hofer, a. a. O., Anhang, Anlage 22, S. 92~94.

代弁者」はその都度追放され、土地改革令に正確に依拠して、正しい分割が速やかに推進される様、郡やゲマインデの“指導力の強化”がはかられた。全国的には「模範分割キャンペーン」がはられた。その結果、ホーファーによれば、10月17日段階でイルベルシュテット村の土地取得申請者は286名告示さ

第9表 イルベルシュテット村の土地分割 (1945・11・20)

土地取得者	件数	分配された面積 (ha)	平均面積 (ha)
農業労働者・土地のない農民	138	805.80	5.84
移住者	36	196.75	5.46
零細地農民	4	20.00	5.00
小借地農	19	47.40	2.50
工業労働者・職員	198	68.30	0.34
小計	395	1,138.25	
ゲマインデ	—	169.25	
残余地	—	48.50	
合計		1,356.00	

(出典) Hofer, a, a, O., S. 74

れるに至る。その内訳は、農業労働者124名(大土地所有者の家族も含む)、土地なし農、零細地農あわせて14名(大土地所有者3名を含む)、移住者14名、工業労働者134名となっている。さらに11月20日には395名に1138.45 haの土地(ファンドの84%)が分割・分与された(第9表参照)。こうして分割は形の上では完了する。

### 3) 農業労働者に占める土地取得者の割合

上からの土地分割の結果、農業労働者の何パーセントが新農民になったのか。再びイルベルシュテットを例にとろう。ここでは戦前農業労働者が約700

名いた、ということしか明らかでなく、戦後急増した人口がどの階層に帰属したのかわからない（戦後の一般的傾向としては工業が再建されるまで過剰労働力は農村に停滞する）ので正確な数字は把握できない。そこでやや乱暴だが、戦前の労働者数（戦後は増加している）と土地取得者数をつきあわせてみると、その比率は17%である。もう一つの村アーデルシュテットでもその比率は12.5%である<sup>(30)</sup>。

東ドイツ全体で見ると、推計の域をやはり出ないが（というのは農業労働者数の把握が公式の統計からは出来ない）、グロショフ<sup>(31)</sup>の数字を利用して計算してみよう。グロショフによれば、農業部門の労働者数は1939年に615,000人であったのが、戦後急増し、1946年3月には950,000人、5月に985,000人、年末には1,660,000人、47年末には150万台に減少し49年6月には100万人と目まぐるしく変化している<sup>(32)</sup>。農業労働者出身の新農民経営数（統計では土地なし農民も含まれる）は46年末からは注目すべき変動を見せてはおらず（但し経営数の推移に関してのみであって、後述する様に経営主体は激しく入れかわっている）大体11万～12万戸を示している。この二つの数値を対比すると、新農民になった農業労働者の割合は最低6.2%（46年末）から最高11.3%（46年3月）を示す。49年6月の数字が正確なのでそれを参考にすると労働者数1,004,993人、経営数119,878でその比率は10.7%。二つの村の傾向は東ドイツ全体にも当てはまるものであった。ただし以上の計算は経営数を基にしているのだから

---

(30) アーデルシュテットでは戦前の農業部門就業率が27%で、約160名の農業労働者がいた。この村でも改革令発布後の10月初め、80名の土地取得者が公示されたが、そのうち元農業労働者は6名に過ぎなかった。模範分割キャンペーン後この数は20名に増える。これを1村と同様戦前の160名と単純比較すると12.5%という値が得られる。Vgl. *Ebenda*, S. 168, 194. これらの数値が不当に高いものであることはマイスナー経営の労働力が39年の30人から戦後の101人と3倍化したこと一つをとっても明らかであるが参考とするに値する数字でもある。

(31) K. Groschoff, *Zur Einschränkung der kapitalistischen Ausbeutungsverhältnisse auf dem Lande bei der Herausbildung und Entwicklung der antifaschistisch-demokratischen Ordnung auf dem Gebiet der DDR*, Dissertation.

(32) *Ebenda*, S. 292～294, また *Statistisches Praxis*, 1948 Heft 12, S. 157 では1946年の農業労働者数を977,000人と数えている。

修正を加えなければならない。新農民経営（労働者と土地なし農民出身）の家族構成員は40万人強である。仮に家族全員が自経営に従事したとすると（実際は、経営として自立するのが困難なため本人あるいは家族が他経営に雇用されるケースが多かったし、また就業不適年齢層をも含んだ数であるが）、この値は20%～30%の間に移動する。ということは、どれ程多く見積ってみても土地を取得した農業労働者は全体の2割か3割しかいない、ということになる。農業労働者の大部分は土地改革後も、主として私的経営の労働者として雇用されていた。この数で見ると、農業労働者の「数世紀に亘る土地要求」は立証されない。なおグロシヨフの研究は、この私経営に働く農業労働者の状態をとり扱った数少ないものの一つで機会を改めて言及するつもりである。

#### 4) 新農民経営開始時の物質的・技術的基礎

以上見たように上からの強力な土地分割にも拘らず、農業労働者の一部が新農民になったに過ぎなかった、ということをも前提した上で、彼らが自らの経営を始めるに当たっての諸条件はいかなるものであったか、について論じる。

100 ha 以上の大土地所有が没収された際、すべての資産——住宅、畜舎、農機・農具、家畜——も同時に没収されたが、そのうちで大規模な農機については分配されずに VdgB 機械置場に移管され、残りの比較的小規模な農機と農具、家畜、建物が新農民に主として分配された。

〈農機・農具〉これらの分配は46年度内には完了しているので46年11月15日の数字をみると（第10表 a）、東ドイツ全体について言えば、馬犁が4経営に1、馬鋤が5経営に1、農用車が5経営に1ずつ引渡されたことになる。イルベルシュテットの場合、141の農具が45年末までに分配されたが、これによって4経営に馬犁が1、馬鋤1、農用車1の割合で装備された<sup>(33)</sup>、となっており、全国の推定値とほぼ一致する。

〈家畜〉家畜も新農民に分配された。東ドイツ全体については第10表 b が示

---

(33) Ebenda, S. 76.

第10表 a. 土地ファンドからの農機具の分配（1946・11・15）

種 類	東ドイツ	メクレン ブルク	ブランデ ンブルク	ザクセン・ アンハルト	ザクセン	チューリ ンゲン	100経営 当り分配 数
馬 犁	55,169	21,420	8,499	15,930	5,464	3,856	26
馬 鋏	43,610	15,401	6,834	13,125	4,923	3,327	21
耕 転 機	14,808	4,513	1,953	5,307	2,113	922	7
土よせ機	15,214	5,358	2,687	3,947	2,422	800	7
条 播 機	7,918	2,586	1,367	2,469	1,145	351	4
刈 取 機	14,387	4,745	2,251	4,669	2,014	708	7
いも堀取 機	7,427	2,332	1,008	2,256	1,440	391	4
農用車と アタッチ メント	43,812	11,608	5,230	21,019	1,089	4,866	21
新農民経 営数	210,276	77,178	52,643	50,735	21,234	8,941	

第10表 b. 土地ファンドからの家畜の分配（1946・11・15）

種 類	東ドイツ	メクレン ブルク	ブランデ ンブルク	ザクセン・ アンハルト	ザクセン	チューリ ンゲン	100経営 当り分 配数
役 馬	43,597	14,932	2,893	18,044	3,773	3,955	21
牛	132,510	23,506	5,979	60,982	17,715	14,328	63
そのう ち雌牛	76,119	19,033	3,641	32,320	12,482	8,643	36
豚	52,191	13,733	1,380	19,869	8,245	8,964	25

（出典） Stöckigt, a. a. O., S. 265, 267, 268, 273, 274の各表より作成

すように各経営に馬か牛（牽引力として。雌牛の比重が高いのは能力の劣位をあらわす。）が一頭弱ずつ分配されたことになる。イルベルシュテットでは、

馬65頭、牛119頭、羊581頭が飼料 750dt とともに分配された、とある<sup>(34)</sup>。同村の新農民経営数は 174 であるから、やはり各経営に馬か牛のどちらかが 1 頭と、羊が 3 頭分配されたことになり、全国の推定値とほぼ一致する。

〈住宅・畜舎〉住宅・畜舎等没収された建物もまた分配された。第11表から計算すると、新農民21万経営に対し分配された件数は、住宅・事務所がおよそ 37,550 (面積にして 498 万 m<sup>2</sup>)、馬・牛小屋が約 24,980、豚小屋が約 18,500 となる。これにより新農民は32万頭のための馬・牛小屋と、20万頭のための豚小屋を獲得した、とある<sup>(35)</sup>。因に、馬・牛の分配数は176,107頭、豚は52,191頭(4経営に1の割合)。再びイルベルシュテットを見てみよう。ここでも住宅・畜舎あわせて 6,886 m<sup>2</sup> と、労働者住宅 **Werkswohnung** 87 が新農民に分配された。後者の分配はかつてそこに居住していた農業労働者の先住権を優先する形で行なわれた<sup>(36)</sup>。

第11表 建物の分配

建物の種類	分配総数	分配の内訳 (%)		
		新農民に	VdgBに	ゲマインデ評議会に
住居・管理事務所				
①建物数	44,540	84.3	8.1	6.2
②そののべ面積 (1000m <sup>2</sup> )	6,231	79.9	8.5	10.9
家畜小屋 (建物数)				
馬、牛小屋	30,570	81.7	14.9	2.4
豚小屋	21,264	87.0	10.5	2.0
その他の家畜小屋	7,129	85.6	10.6	3.3
とり小屋	5,500	83.8	10.8	3.2
その他の営業用建物	1,311	51.8	42.8	3.2

(出典) Kotow, a. a. O., I, S. 242

<sup>(34)</sup> Ebenda, S. 76.

<sup>(35)</sup> Kotow, a. a. O., I, S. 242.

<sup>(36)</sup> Hofer, a. a. O., S. 76.



住宅難は深刻であった。畜舎について言えば、問題は分配面積の大小にあるのではなく、大経営に付随した大畜舎の分割という点にある。例えば馬・牛小屋は平均して13頭飼育しうる広さである（前述の分配数と収容可能数を対比）。これが「分割」され、各経営にやはり一頭弱ずつ分配された馬や牛を飼う訳であるから、各経営が各々1頭ないし数頭だけの世話をするより、共同飼育した方がはるかに合理的であろうと思われる。ところが後述するように、こういった行為は分配分与の土地改革を妨害するものとして批判され、しきりを設けて<sup>(37)</sup>、各経営が「自立的」に飼育するよう指導される。そしてさらに、住居と畜舎と農地はしばしば互いに遠隔地にあった。

以上、新農民経営創出時の諸条件と、農具、家畜、建物について見たが、基本的農具もなく、家畜も不十分で、満足な住居もない、つまり自立的農民経営を営みうる技術的、物質的基盤をことごとく欠いた条件の下で、新農民経営はスタートせねばならなかった。

## 2. 新農民的共同経営の発生

土地改革は、国民の食糧問題の解決のために「必然」であるとされていた。だが、食糧供給に混乱を与えないように改革を行なおうとすれば、大経営の夏穀物、根菜類の収穫が終わってから（7～10月）、冬穀物の秋播種が開始される迄（9～10月）の間に、一気に土地分割をやり遂げなければならない。9月初旬に各州で急ぎ改革令が発布されたのはそのためであった。ところが土地申請者は当初少なく、しかも没収農場の労働者が申請しない、という事態は、「分割キャンペーン」を通じての上からの強力な分割を必然化ならしめた。その分割が「完了」するのは11月末である。当然のことながら、45年の秋播種は殆んどの農村で没収農場単位に共同して行なわれた。この共同播種は、土地改革を後退させるものとして州やS M A Dから批判され、新農民経営が相次いで誕生するに至るが、形式上は各経営の「所有地」となった農地も、その後しばらく

<sup>(37)</sup> 「家畜は大きなグーツ畜舎の中で、材料がある限りにおいて設けられたしきりで隔てられて飼育された。」 *Ebenda*, S. 101.

新農民的共同経営という形で運営されるのである。

新農民的共同経営の存在については、改革当初から反土地改革的動きとして指摘されていた。ホーファーもイルベルシュテット、アーデルシュテット二村の共同経営について述べている。が、この現象をその発生原因と本質に迫ってとりあげたのはクンチェ<sup>(38)</sup>だけであろう。メクレンブルク州のグーツ経営の解体と新農民経営の創出の過程に注目し、その過程で発生する共同経営が、単に元グーツ所有者や反動勢力の策動によって生じた現象ではなく、経営構造の変革プロセスの中でいわば必然的に通過する中間項であることを明らかにしたのである。クンチェによれば、新農民的共同経営には二つのタイプがあった<sup>(39)</sup>。第一のタイプは、没収大農場の耕圃 *Gutsschläge* 内で、土地分割以前にすでに秋播種が行なわれたところで管財人 *Treuhänder*<sup>(40)</sup> が指導権を握って編成した経営で、45年末までには解体させられる。第二のタイプは、グーツ経営の修正された再構成という性格をもつもので、土地取得者が当初のお互いの困難を克服するために、農民互助委員会や地区委員会に指導を求めながら集団で経営していくタイプである。こちらはより長期に亘って組織されていた。

新農民的共同経営の規定は各論者によって多様であるが、大体以下のメルクマルのいくつかを備えたものと言えよう<sup>(41)</sup>。

第一に、土地分割の境界、各経営の所有権を無視した、以前のグーツ経営耕

(38) S. Kuntsche, Probleme der Auslösung des Gutsbetriebes und des Aufbaues der Neubauernwirtschaften bei der demokratischen Bodenreform, *Aus der Agrargeschichte*, 1975.

(39) *Ebenda*, S. 10.

(40) この場合 *Treuhänder* は応々にして「土地改革の敵」と呼ばれ、分割過程で追放されていく。*Treuhänder* とは、土地改革施行細則第3項に規定された制度で、土地没収から分割に至るまでの、没収農場の耕地、森林、建物、農機具、家畜等の管理を担うため各没収経営に配置された。土地改革委員会は反ファシストの中から厳選して *Treuhänder* とした結果、*Stöckigt* によれば10月9日現在でのデッソウ郡の管財人57名中、農業労働者・工業労働者が16名、農民15名、反ファシストの元管理人 *Inspektor*・監督 *Aufseher* 26名であり、またザクセン・アンハルト内三郡の管財人の党派別内訳は、KPD 43%, SPD 18%, CDU・LDPD 8%, 残り31%が反ファシショ的無党派であった、とされている。*Stöckigt, a. a. O., S. 149~150*.

(41) *Vgl. Kuntsche, a. a. O., S. 10*.

圃に基づく共同耕作。第二に、草地、放牧地、森林等の共同利用。第三に、個々の新農民の所有権を無視した農機具の集中管理。第四に、牽引力たる役畜の共同集中管理。第五に、役畜以外の家畜の共同飼育。第六に、共同経営の指導者 *Leiter* の下での、農耕労働と飼育労働といった分業体制。第七に、「新農民」の労働に対する貨幣や現物形態での賃金支払い。

以上の特徴の全部あるいは一部を有する新農民的共同経営は、地域的に限られた現象ではなく、大農場経営が改革前に存在していたところでは何処でも見られた。クンチェが対象にしたメクレンブルクは、大土地所有が顕著な特徴を示した州であるが（同州の全土地ファンドに占める割合は、100 ha 以上の没収地に関して件数で31%、面積で33%）、1946年1月半ばに次の様な報告を行なっている。

「分割地上で自立的経営を開始した新農民は、多く見積っても10%に満たない。殆んど農民が冬作物の播種を共同で行なっている。」<sup>(42)</sup>

この共同経営について46年中はその存在の報告が多くなされるが<sup>(43)</sup>、47年に入ると消滅が確認される<sup>(44)</sup>。

ザクセン・アンハルト、ベルンブルク郡のイルベルシュテットに戻ろう。この村でも野菜の収穫、秋播種は管財人の下で一括して行なわれた。管財人は45年度の供出が完全に遂行されるのを指導する責任を果してから、1946年1月11日に任務を終えた。そしてそれ迄管理下に置いていた大規模な農機を始め、種

(42) メクレンブルク州土地改革委員会のドイツ農林管理局 *Deutsche Verwaltung für Land- und Forstwirtschaft* 宛ての報告 „Über Mängel und Schwächen bei der Durchführung der Bodenreform“. Vgl. *ebenda*, S. 13.

(43) 農民互助州委員会、中央労働審議会での副議長 Möller の46年5月の報告、「新農民村の大部分は夏穀物の播種を共同労働で行っているが2～3の村では分割地経営に移行……」。1946. 8. 10. SED中央書記局のメクレンブルク農業の諸問題についての議事録中の *Quanat* の報告、「新農民の多くは、未だ自立的かつ個人的に、彼自身の土地で労働していない。」46年秋にもグーツ耕圃が消滅していない、という Möller の報告、等々。Vgl. *Kuntsche, a. a. O.*, S. 13.

(44) *Ebenda*, s. 13. 「*Malchin* 郡の42の村落についての経営構造変革の時期に関する正確な数字がある。それによると新農民村の95%は共同経営的状況下にあったが、その5%は1945年秋播種時に、24%は46年春播種時に、51%はその収穫時に、20%は秋播種時に、それぞれ農民的経営様式に移行した。」*Ebenda*, S. 14

用家畜、肥料、種苗等を農民互助委員会に移譲した。この引渡しにより新農民が自立的に経営するのを委員会が援助する一般的可能性が開かれた。だが、イルベルシュテットでは1946年前半も経営的には何ら変化が見られないままであった。5月7日の農村集会では村共同体 **Dorfgemeinschaft** “赤い農地” **Rote Scholle** の設立が決議された。「新農民」はここで共同作業をし、ドルフゲマインシャフトから賃金を受け取った。この事態に対し再び **SMAD** 郡司令部や州当局からの「強力な指導」がなされる。共同農場は解体され、中心的な人物は追放され、春播き作物の収穫後は、

「集団労働は許されない。農民は個別経営を通じて、自分が実際の所有者であり農地の主であるという自覚を獲得すべきである。農民は自分で収穫できるように、自分で播種すべきである。」<sup>(45)</sup>

とされた。46年秋の収穫は耕圃毎に一括して共同で行なわれ、土地の持ち分に応じた収穫物の分配の後に、正確な測量がなされ境界石が打ちこまれた。それでも一部には共同経営が残る。ビーデルゼー 経営の土地を受けとった新農民は、共同労働組織<sup>(46)</sup> を作って、解任された管財人の下で労働していた。これも1947年夏には解散に至る。

大体47年半ばには共同化の動きが完全に抑えられた、と言えるだろう。

### 3. 新農民的共同経営発生の原因

新農民的共同経営が例外的現象でないのならいかなる必然性をもって発生したのか<sup>(47)</sup>。換言すれば、何故土地改革は分割の場で最大の困難を経験したのか。

(45) **SMAD**郡司令官の、郡の長との会談での発言。Hofer, *a. a. O.*, S. 88.

(46) „Siedlergemeinschaft Unterhof” の名が示すように **Biedersee** 経営は主として移住民に分配された。Vgl. Hofer, *a. a. O.*, S. 100.

(47) **Kuntsche** は前掲書の中でその原因を以下の六点到に要約する。①土地分割と秋播種の時期的重なり。②新農民経営の不十分な物質的基礎。③かつてのグーツ経営者や反動勢力の策動。④州管理機関的のブルジョアの農業専門家の態度。⑤労働運動内に於る改良主義的の見解、教条主義的の見解の影響。⑥経営構造を変革するに際しての新農民自身の態度。Vgl. *a. a. O.*, S. 16~28.

大まかに言って二つの要因が考えられる。一つには、経営構造を変革するに当たっての困難性という要因。没収された資本主義的グーツ経営は言うまでもなく大規模な経営面積を基礎とした輪作体系 *Rotationsssystem* によって生産を行っていた。大経営を解体することは、この体系をも解体することを意味した。輪作体系を、小規模な所有地を基礎とした「新しい作付方式 *neue Fruchtfolge*」<sup>(48)</sup>に転換するという生産構造上の変革は、所有構造の変革（＝土地分割）をもって完了するものではない。前述した如く、土地分割と秋播種の時期的重なりあいが、分割を遅らせ、あるいは分割を実質的に不可能としたが、仮に新農民経営がこの時点で成立しても、取得地の境界が大経営の耕圃区 *Gutsschläge* と一致していたために、播種済みの冬穀物耕圃や菜種耕圃を受けとる経営、クローバー耕圃を取得する経営、あるいは根菜類や夏穀物の作付が予定されている休閑地を取得する経営等と、経営間に不平等が生じたであろう。又、実際生じた不平等に対し土地交換による調整が行なわれたところもあるが、そのことも自立的農民経営を創り出す上では障害となったのである<sup>(49)</sup>。経営構造の転換には一定期間が必要であること——とくに農業生産の性格上（例えば連作という問題一つとっても）この一定期間が重要な意味をもつ——が第一の要因である。

もう一つには、技術的要因。例えばイルベルシュテットのヴァイベツァール経営で見たように、資本主義的大農業経営は、生産の機械化をかなり進展させていた。ところがその大規模耕作用の機械は、換言すればその機械が担う生産力は、単純商品生産としての新農民経営という生産関係＝所有関係とは相容れない。新農民経営がスタートする際の貧弱な物質的・技術的前提を前々項で見たが、そこで欠如していたものは、農民経営にとっての技術的基礎であった。つまり農民経営では、一部には小型トラクターの導入をみていたが、過半は馬

---

(48) 「新しい作付方式」が如何なる内容の経営プランなのか、それは輪作体系をどう「克服」し、農民経営にみあう作付プランをどう編み出したのか、については記述が見当たらないが（Vgl. Kuntsche），作付プランは応々にして農民の可能性や要求を無視して官僚的に決定された、という記述は見られる。Vgl. Hofer, a. a. O., S. 143.

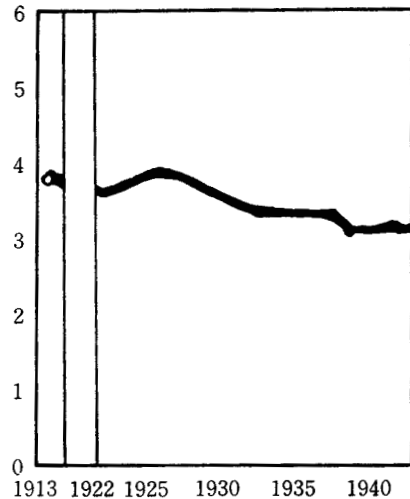
(49) Kuntsche, a. a. O., S. 16.

か牛による索引作業が行なわれていた。ところが家畜数は戦中、戦後を通じて大巾にその数を減じた。但し馬の頭数の傾向的減少は、近代化＝機械化の指標として把握しうる（第12表参照）。分配されずに、改革直後は管財人の下に、その後農民互助委員会に移管された大規模耕作用の機械が果すべき役割は増大したが、農機を有効に使用しようとするれば、個々の境界は無視して作業能率を上げる必要がある。管財人であれ互助委員会であれ、農業生産を困難な条件下でも向上させるためには、卒先して所有地区画無視の共同耕作を指導せねばならなかった。つまり大規模農業に適した農機の存在と、農民的经营の家畜、農具の欠如が、農民经营への移行を困難にした、と言い得る。经营構造の歴史逆行的変革は又、技術構造の歴史逆行的変革をも不可避とした。傾向的減少をみせていた馬の頭数が再び上向きになるのは、技術的後退現象以外の何ものでもない<sup>(50)</sup>。

資本主義的大農業経営が土地改革を経てスムーズに農民経営に移行していかに、必要不可欠な中間形態として新農民的共同経営を経過した根本原因は、資本主義的大経営の解体と単純商品生産の一形態たる新農民経営による置換、

第12表 馬の数の推移 (Reichsgebiet)

(単位 100万頭)



(出典) *Statistisches Praxis*, 1948, Heft 6, Karteiblatt.

<sup>(50)</sup> 但し馬の頭数が増加するのは50年すぎまでで以後再び減少し、60年には、50年の頭数の60%、70年には同18%、75年には同10%以下にと急激に変化する。集団化により機械化が促進されるからである。Vgl. *Agrar-und Bundnispolitik der SED*, 1977, S. 250.

という歴史的逆行過程としての土地改革<sup>(51)</sup>それ自体の中に求められる。

### III. 「自立的」新農民経営の実態

#### 1. 共同経営克服後の新農民経営の「自立性」

47年まで存在した新農民的共同経営は、再三に亘る克服キャンペーンの末、一応農民的経営に移行した。ドイツ社会主義統一党（SED・1946年にKPDとSPDが統一）は新農民への援助を、農業の最重点政策に設定する。供出義務の軽減、種苗の貸付又は供与、役畜の補強、機械の低料金による優先的利用、信用貸与、住宅建設 usw.最も重要なものとしては土地耕作上の援助であろう。これはVdGBを通じて（機械置場 Maschinenhof —のちにMASとして独立する——の農機により）新農民経営に与えられた。先にみた様に犁や鋤すら持たない経営が存在しており、相対的に装備度の高い旧農民経営（第13表参照）に依存するかVdGBに依存するかの道しかなかった。MASの組織化がなければ、つまり生産上の社会化プロセスの開始が伴わなければ、新農

第13表 農機具装備度による新経営と旧経営の格差（100経営当り，1949・7・15）

農 機 具 種 類	2～5 ha 経営		5～10 ha 経営		10～20 ha 経営	
	新	旧	新	旧	新	旧
電動モーター（PS）	36	155	23	344	61	583
トラクター（PS）	15	11	10	28	25	108
その他の原動機（PS）	13	24	3	25	9	39
条播機	4	16	5	53	9	80
じゃがいも刈入機	2	12	3	38	5	61
刈取機（穀物）	3	15	7	74	20	164
打穀機	3	20	2	56	2	68
スキ	50	93	86	143	104	187

（出典） Kotow, a, a, O., Bd. I. S. 247.

(51) 土地改革が「土地所有構造，生産力構造の歴史的逆転をめざす」ものであることを一早く指摘されたのは谷口氏である。前掲論文，1頁。

民は単なる土地持ち半プロ的存在に過ぎないままであったろう。又 VdgB 内に経営相談コーナーを設けて、農具の使用法、品種の選択、肥料の知識、家畜の飼育方法、作付方式など、つまり農民に最低限必要な基礎知識を授ける内容の、経営技術的指導も行なっている。経営に不可欠な住居と畜舎も「新農民建設プログラム」に添って建設された。公式見解には、以上の新農民援助措置を通じて、新農民経営は自立し発展した、と記されている。だがもう少し具体的に実態に歩み寄ってみよう。

〈農具〉基本的農具である犁、鋤等の50年1月1日段階の所有状況は第14表

第14表 州別、新農民100経営当りの農具所有状況(1950・1・1)

農具の種類	ザクセン・ アンハルト	ブランデ ンブルク	ザク セン	チューリ ンゲン	メクレン ブルク	DDR
馬 犁	47.0	44.9	57.8	87.4	62.5	55.0
鋤	37.5	35.4	56.4	84.3	40.0	42.8
耕 耘 機	9.4	3.9	15.3	16.5	6.3	7.8
土よせ犁	15.8	19.8	36.0	30.6	20.1	21.1
条 播 機	4.6	1.4	7.1	13.2	1.2	3.2
刈 取 機	1.7	1.0	2.3	5.3	0.9	1.5
草 刈 機	3.2	2.3	7.5	11.3	2.4	3.4
馬レーキ	2.2	2.2	3.8	5.9	2.3	2.6
じゃがいも 植付機	0.8	0.3	1.5	1.0	0.5	0.7
いも堀取機	2.5	1.1	8.7	10.0	1.4	2.7
かぶら収穫 機	2.3	1.8	2.5	2.9	3.3	2.6
ワラ裁断機	5.2	3.2	8.4	29.1	4.2	5.7
選 別 機	0.6	1.5	4.5	2.1	6.8	3.6
農用車とア タッチメン ト	57.2	38.1	76.6	117.7	58.2	57.3

(出典) Stöckigt, a. a. O., S. 275. 前出の Kotow の数字(第13表)と若干異っている。



の如くである。それによると、この段階に至っても2経営に1の犁、鋤、農用車である。その他の農具の中で46年11月よりもその数を減じているものがあるが、おそらくは VdgB や MAS への移管と、老朽化による減少であろう。集団化直前の農具所有状況もやはり自立的経営が可能な状態ではなかったことを示している。

〈家畜〉次に役畜を中心とした家畜はどうか。第15表で見る限り46年の状態よりはかなり改善された。各経営には用役専用の雄牛が1頭ないし2頭おり、2経営に1頭強の馬がいた。役馬数は46年11月段階の数の3倍、牛は4倍に増化した。減少傾向にあった馬の数が急増したことは、一面では新農民経営の物質的条件が整備されたことを物語るが、他面では生産様式が確実に逆行・後退したことを示すものでもあった。また、農具の状況からして用畜数の増加がそのまま新農民経営の生産の伸びに直結しない点も留意すべきであろう。

第15表 新農民一経営当りの家畜頭数（1950・1・1）

種 類	ザクセン・ アンハルト	ブランデ ンブルク	ザク セン	チューリ ンゲン	メクレン ブル	DDR平均
馬	0.7	0.5	0.5	0.6	0.8	0.6
牛	2.1	1.7	3.0	3.7	3.1	2.5
うち乳牛	0.9	0.7	1.2	1.6	1.4	1.1
豚	3.1	1.9	2.6	4.8	4.0	3.1
羊	1.3	0.2	0.4	1.7	0.7	0.7
やぎ	0.4	0.4	1.0	1.2	0.1	0.4
家禽類	7.6	7.3	7.6	10.4	10.5	8.7

（出典） Stöckigt, *a. a. O.*, S. 269.

〈住宅・畜舎〉建設プログラム Bauprogramm に基く建設は「大きな成果」を納めた。その成果は第16表の如くである。45年10月に建物要求を出した経営のうち半分以上が不完全な住宅と畜舎でその場をしのぎ、4分の3経営が穀物

第16表 建物の需要と供給 (1949・7)

	住 宅	畜 舎	穀物倉庫
1945. 10. 1 の需要数	145,263	158,215	147,919
完成戸数 (改築含む)	39,306	39,561	23,455
建設中 (改築含む)	26,083	26,651	14,016
充足率 (建設中も含む)	45%	42%	25%

(出典) Kotow, a. a. O., I. S. 254.

倉庫を満足に持たない状態は49年半ば迄続いている。

イルベルシュテットの具体的な数字も我々に当時の困難を教えてくれる。即ち、1951年5月時点(集団化の前年)で、新農民経営の建物のうち不完全なものが39ある、つまり30%の新農民が住宅・畜舎不足にあえいでいる、というのである<sup>(52)</sup>。ところがこの村の建設プログラムは未達成のまま不必要なものになってしまう。というのは、52年秋には農業生産協同組合 *Landwirtschaftliche Produktionsgenossenschaft* (略称、LPG) への加入が開始され、個別経営用の畜舎や倉庫は不要となったからである。

以上のことから50年段階でも、やはり新農民経営は自力では農耕・収穫作業のできない経営であったと言える。49年3月にMASが設立され、その作業量が増えるにつれて<sup>(53)</sup>、経営は徐々に好転するが、そのことは換言すれば、M

<sup>52)</sup> Hofer, a. a. O., S. 126~128. イルベルシュテットでは1949年初め、以下の建物要求が出された。住宅と畜舎の新設要求26、住宅のみ6、畜舎のみ41、住宅改造要求12、畜舎改造要求26、倉庫新設要求42、倉庫改造要求25、合計して178の要求件数。49年段階の新農民経営数は165であるので、各経営は1以上の建物に関する要求をもっていたことがわかる。この要求をもとに49年度 *Bauprogramm* が設定された。その結果、51年9月には要求数が39件に減少する(完全な建物を持たない経営数としては35)。

<sup>53)</sup> MAS の作業量は、1950=100 とすると、1951=160.6、1952=225.9、1953=397.9と年を追って急増している。その作業の内訳は、農耕作業 *Feldarbeiten* が70%内外をしめ、輸送作業が30%弱、打穀作業が2~7% (年度により異なる)の割合であった。Vgl. *Statistisches Jahrbuch der DDR*, 1955, S. 198, Tabelle 9.

A S やそれ以前の VdgB の技術的援助<sup>(54)</sup> がなければ平均 8 ha の分配地の完全な耕作が不可能であるような経営であった、ということである。これが「自立性」の中身であった。

## 2. 新農民経営の放棄・返還

土地改革における土地取得者数の推移を示す一般的な表<sup>(55)</sup>では、年を追う毎に確実に取得者数と取得面積が増加しており、何らそこから問題は感じとれない。

54) 1948年度に於る VdgB の機械の作業状況については次の表がある。

労働内容	トラクターによる作業		馬犁、馬鋤の貸付	
	経営数	作業面積 (ha)	経営数	作業面積 (ha)
犁作業 pflügen	95,344	410,651	9,791	32,236
耕耘 kultivieren	15,211	50,889	5,750	10,076
鋤作業 eggen	9,574	76,854	4,868	17,056
播種、栽培 säen & pflanzen	7,592	19,316	43,073	121,621
収穫 ernten	27,635	88,017	39,357	89,989
打穀 Drusch	47,408	51,857	24,704	13,783

(出典) Kotow, a. a. O., II. S. 50.

55) 例えば Stöckigt の次の表を参照せよ。

土地ファンドから私的土地所有への分配数の推移

年 月 日	取得者数	取得面積 (ha)
1946. 2. 1.	321,956	1,490,699
1946. 11. 15.	467,753	1,972,391
1947. 1. 1.	472,622	2,017,140
1947. 7. 1.	496,795	2,050,918
1948. 1. 1.	514,737	2,106,938
1948. 7. 1.	528,572	2,143,727
1949. 1. 1.	544,079	2,167,602
1950. 1. 1.	559,089	2,189,999

Stöckigt, a. a. O., S. 264.

い。ところが、実際には分配地を経営できずに土地ファンドに返還する新農民がかなりいた。ホーファーによるとイルベルシュテットでは、47年初めに（共同的動きがほぼ鎮静化した頃）7経営が主として経営上の困難を理由に<sup>(56)</sup>分割地を返還している。その後も経営困難を訴える農民が続出して、51年終りまでに経営放棄したものの数は当初の174経営のうち82経営にもものぼっている、と言う。これは新農民経営の実に47.1%に当る。第17表で、減少した42という数は、絶対減数であって、新たに土地を取得した「新」新農民が40名いる。返還された土地は新たな取得者への分配や既存経営の拡大にあてられた。

第17表 イルベルシュテット村の新農民経営数の推移

年 月 日	新農民経営数	46年比絶対減	そ の %
1946. 3.	174	—	—
1947. 7. 24.	167	7	4.02
1949. 10. 10.	165	9	5.17
1951. 12	132	42	24.14

(出典) Hofer, *a. a. O.*, S. 157

もう一つの村アーデルシュテットでも同様の現象が起っている。ここでは46年初めに35の新農民経営登録がされたが、このうち51年終り迄経営を維持したものの22、つまり13経営が取得地を返還している（当初の取得者数の37%）。返還地は再び「新」新農民に分配され50年には38経営に増えるが51年に35経営となる。46年の値に戻ったのである<sup>(57)</sup>。この変化の内実は統計上つかめない。唯こういう現象が東独でどの程度の比率をもって生じたのかは現在のところ把握出来ていないので、これ以上詳論不可であるが、見過すことのできない現象であることは確かであろう。

<sup>(56)</sup> 経営的理由の他には、健康上の理由と政治的理由（西への逃亡）があるが副次的。Vgl. Hofer, *a. a. O.*, S. 153.

<sup>(57)</sup> Vgl. *ebenda*, S. 212.

### 3. 新農民経営と集団化

以上見たように新農民経営は、公式見解が規定するように、50年代初めにはその大多数が「中農化」したのではなく、また改革令がうたった「安定的で、健全で、生産的な」経営に発展したのでもなかった。それらは自立的経営の物質的・技術的基盤も確立し得ないまま再び上からの集団化プロセスを迎えるのである。もっとも新農民といっても、イルベルシュテットの例からも明らかな様に、その内実は雑多であり、特に土地なし農民の概念規定の曖昧さ、移住民の出自の多様性からして一括して扱えないエレメントを内包している。例えば新農民のある者は、借地経営にファンドからの取得地を加えて経営拡大をはかり賃労働使用に基づく「農民経営」を営んでいた。このことをもって、土地改革で生み出された新経営内部で農民層分解過程が進行する、と結論づけられないのは自明のことであろう。分解は既に戦前に於て進行していたのである。これ迄問題にしてきたのは、雑多な概念としての新農民経営ではなく、農業労働者転じたところの新農民「経営」であった。52年から開始された集団化過程において「指導的役割」を担うのはこれらの新農民経営である。集団化への大衆的運動は、土地分割へのそれとは異なり、メクレンブルクに於て、SED第2回党大会が集団化を決議する以前に起った、と言われるが<sup>(58)</sup>、それは45年当初からあったのである<sup>(59)</sup>。大規模生産の社会化された生産力を、個別農民経営という所有＝生産関係に閉じ込めることを是としないで、共同経営という枠組での大規模生産の再生をめざした（明確に自覚されていたかは別として）運動

(58) カステラン 竹村英輔訳、「東ドイツ」94頁。

(59) Kuntsche は特殊な例だと但し書きを付けた上で K. H. Kawarsch の論文を引用して、メレンブルク州シュベールン地区で、多くの新農民が、その物質的基盤の欠如故に、確固とした共同労働 *Zusammenarbeit* を組織したが、それが解かれぬまま LPG へ合流したと述べている。K. H. Kawarsch, *Der revolutionäre Prozeß des Übergangs von der einzelbäuerlichen zur genossenschaftlichen sozialistischen Landwirtschaft in der DDR, dargestellt am Beispiel des Bezirkes Schwerin* (1950—1955), Dissertation Rostock 1964. Vgl. Kuntsche, a. a. O., Anmerkungen [9] S. 44. 又、イルベルシュテットでも労働共同体がそのまま集団化へと発展していく例を Sandner があげていると、同上の注でクンチエは述べている（ホーフターにそのことの言及はない）。

が。クンチェによれば、「ブルジョア的専門家」と呼ばれる農業エキスパート（管財人 *Treuhänder* も含まれるであろう）も大規模生産の維持を主張していた、という<sup>(60)</sup>。ところがこういう動きや主張は、旧所有者の根深い影響の結果であり土地改革に敵対するもの、として退けられまた抑圧されたのである。

生産上の社会化・共同化を伴わなければ自経営での農業生産が極めて不十分にしか遂行できないこういった「新農民経営」にとって、集団化が有した意味は何であったのか。それは、上からの集団化に呼応する、という形での、抑圧された共同化の動きの公然たる再開であった。集団化のテンポが50年代半ばで鈍ったのは、これらの経営と、その他の資本主義的経営や農民経営との、社会化に対する立場と関心の違いを示すもので<sup>(61)</sup>、60年に至って一気に集団化が完遂するのは、上からの集団化所以であろう（第18表参照）。また集団化プロセスが上から持ち込まれたことにより、共同化の中身が変質していったことも見逃せない問題である。

第18表 集団化の進展

年度	協同組合数	構成員数	農地面積（1000 ha）		全農地面積中にしめる割合
			総面積	協同利用面積	
1952	1,906	37,000	218.0	189.8	3.3%
1953	4,691	128,550	754.3	690.0	11.6
1954	5,120	158,356	931.4	873.8	14.3
1955	6,047	196,946	1,279.2	1,216.3	19.7
1956	6,281	219,599	1,500.7		23.2
1957	6,691	229,026	1,631.9		25.2
1958	9,637	352,938	2,386.0	2,253.1	37.0
1959	10,132	435,365	2,794.3	2,625.3	43.5
1960	19,261	961,539	5,420.5	4,734.9	85.0

（出典） *Statistisches Jahrbuch*, 1955 u. 1968.

(60) *Ebenda*, S. 21~24.

(61) ちなみに、農業労働者、移住者、借地農を含む農民等が土地ファンドから取得した農地の合計面積は、DDR農地の20%弱を占める。50年中ばのLPGに組織された農地と対比してみよ。1955年までの集団化は、従って45年に分割された土地の再編成という性格をもつことが明らかであろう。

## IV. 同質化過程の一環としての土地改革——結び

これ迄検討してきた内容を、初めにふれた土地改革の「必然性」と照応して  
みる時、その「必然性」が悉く崩れるのをみる。

まず、農民と農業労働者の「数世紀来の土地要求」に応え、労農同盟を確立す  
る、という政治的契機について。農民についてはともかくも、農業労働者の土  
地要求は証明されない。土地取得者の、全農業労働者に於るシェアは、むしろ  
土地要求を否定している。土地を取得した労働者も、新農民の共同経営の発生  
を見る時、土地の私的所有への要求を持っていた、とは必ずしも言えない。

次に経済的契機について。物質的・技術的基盤は、大規模経営にとってより  
はむしろ、農民的小規模生産にとって欠如していた。農具・家畜の欠乏は農民  
経営にとって生産上の最大の困難を意味した。農民の生産意欲に依拠した国民  
的食糧問題の解決という点で最も大きな誤算が生じた。諸文献は「農民」のやる  
気の無さをしばしば嘆いている。そして何よりも大規模経営分割に伴う生産  
性の低下と調達量の減少<sup>(62)</sup>は、食糧問題の解決を遅らせたのである。食糧供給  
という点からすれば、大経営の維持と再構成は至上命令であった、と言える。

62) 生産性低下に関しては、経営規模別に生産性を比較した次表をまずみてほしい。

主たる生産物による経営分類		経営規模		1929年			
				収穫高 (dt/ha)		一頭当り	
				穀	物	じゃがいも	ミルク (ℓ)
		北ドイツ	中ドイツ	北ドイツ	中ドイツ	北ドイツ	中ドイツ
穀物生産	小*	14.5	18.8	128	126	1,706	1,924
	大**	22.0	23.5	157	145	2,915	2,813
飼料生産	小	12.5	19.9	114	128	1,789	1,937
	大	16.2	22.3	154	159	3,009	2,758

\* 小経営 5~20 ha      \*\* 大経営 100~200 ha

(出典) Kotow, a. a. O., I. S. 136.

戦前、大経営の生産性はどの項目をとっても小経営のそれを凌駕していた。

最後に半封建的残滓により変革主体が形成されなかったという点。農業労働者や農民の主体性の確立ということに関して言えば、まさに、上からの土地改革、上からの集団化がその萌芽を摘みとり、ファシズム支配下で培われた政治的受動性を拡大再生産したのであった。

とすれば、大土地所有の分割と農民経営の創出を基本内容とする土地改革の、内的必然性は何処にも求められないことになる。むしろ大規模生産体制の

↓  
もう少し具体的な数字が次の表で示される。これはイルベルシュテットで土地改革の際没収されたヴァイベツァール経営の一つ Domäne Ilberstedt の ha 当り収量を全国平均と比較したものである。

品 目	Domäne Ilberstedt の反当り収獲高 (dt/ha)		全国の反当り収獲高 (dt/ha)	
	1933~43平均(1)		1934~38平均(2)	
冬小麦	33.71			24.9
夏小麦	29.80			22.4
冬大麦	31.20			26.4
夏大麦	28.45			21.7
ライ麦	26.35	}	冬ライ麦	17.2
			夏ライ麦	13.4
てんさい	313.80			291.0
じゃがいも	218.42			176.1

(出典) (1)はHofer, a. a. O., s. 18.

(2)はStatistisches Jahrbuch der DDR, 1957, S. 390~404.

没収大経営の生産性優位は歴然たる事実である。

さらに経営規模別の商品化率比較に関してコトフによれば、100~200 ha の大経営はその商品化率が穀物80.9%、じゃがいも16.9%、豚91.6%、ミルク83.6%なのに対し、5~20 ha 経営は各々、50.6%、13.6%、73.7%、69.9%であった。Vgl. Kotow, a. O., I. S. 136.

その様な生産性と商品化率の高い大経営を分割することにより農業生産にどの様な影響が及んだのであろうか。戦争という時期の特殊性、しかも大土地所有者らによる人為的破壊行為という要因もからまって、単純な結論は引き出せないが、参考までに戦前からの戦後数年間 ha 当たりの収量の推移を示す表と、改革前後の一経営の推移を示す表を掲げておく。



維持と、農業プロレタリアを中核としたその社会主義的発展という内容の農業変革の方が、必然性をもって、戦後ドイツ農業再建の道として登場してくる。以上の内容の変革が、小農、借地農、移住者等の土地要求に應ずることと矛盾しないのは言うまでもないことである。

この道が実現しなかった基本的原因を筆者は次の二点に求める<sup>(63)</sup>。まず、当

h a 当り 収 獲 高 の 推 移 (dt/ha)				
年 次	穀物	莢果類	じゃがいも	てんさい
1934-38	20.6	16.2	173.0	291.0
1946	14.8	11.0	135.3	203.2
1947	13.8	9.3	110.1	154.0
1948	16.0	10.9	154.3	230.0
1949	19.2	12.1	122.2	190.4
1950	20.7	12.8	181.2	273.1
46-47	14.3	10.1	122.7	178.4
48-50	18.6	11.9	152.6	231.1

(出典) *Statistisches Jahrbuch der DDR.* 1956. S. 384.

改革前後の収獲高の推移 (Oskar von Biedersee 経営の場合)

	1941	42	43	44	41~44平均	46年 (dt/ha)
小 麦	35.4	31.6	32.0	24.9	30.97	冬 小 麦 17.50
冬 穀 物	26.0	27.0	36.1	37.3	31.60	夏 小 麦 13.50 穀物全体
てんさい	300.0	251.0	225.0	199.9	243.9	冬 大 麦 21.75 15.46
						夏 大 麦 11.70
						からす麦 15.00
						冬ライ麦 18.80

(出典) Hofer, a. a. O., S. 20, 101.

<sup>(63)</sup> 戦後の東欧の変革が、フェイトが述べているが如く、大国間協定による東西ヨーロッパの分割という枠組の中でのそれであったこと、ドイツに関して言えば、ポツダム宣言に基く米英仏ソ連合管理理事会の下でなされた取引と改革であった点（従って下からの運動の“行きすぎ”は許されない）を見過すことは出来ないが、これについては独立した考察が必要となる。F・フェイト、熊田亨訳「スターリン時代の東欧」1979を参照のこと。

時のソ連や東ドイツの指導者が、ロシアとの類似性を東ドイツ農業に於て見出して、ということである。改革当初の諸文献<sup>(64)</sup>からこの歴史的規定性を見ることが出来る。つまり改革当初、土地分割と農民経営創出は歴史を前に向って進めるものである、と捉えられていたからこそ土地改革は必然であったのである。ではこの歴史認識が誤っていたとして「必然性」の手直しを行なった50年代後半、土地改革の基本路線も誤りであったという結論が何故引出されなかったのだろうか。この問題を解くのが第二番目の原因である、と筆者は考える。すなわち土地改革は、資本主義から「現存する社会主義」へ移行するプロセスにおいて、やはり必然であった。そしてここでいう土地改革は歴史を逆に進めるものとしての、である。ソ連型農業変革モデルを移植しそれとの同質化をはかる道程に於て、土地改革はその道を整備するものであった。

(追記) この小稿は DDR 外では手に入らない Dissertation (Hofer, Groschoff, Kuntsche) を読むことにより、漠然とした問題意識が形を成したものであるが、これらの論文は金沢大学の村田武氏がDDRに留学された際(大阪外大当時)、タイプ打ちのオリジナルを一枚ずつ 35 mm フィルムに納めてこられた貴重なものである。御好意により利用させて戴いた。心よりお礼申し上げます。

---

(64) Vgl. Kotow, a. a. O., コトフは SMAD 農業部門の長であったことがある。